

公文書管理委員会委員懇談会 議事録

内閣府大臣官房公文書管理課

公文書管理委員会委員懇談会 議事次第

日 時：平成 24 年 6 月 20 日（水）17:10～17:50

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 1208 特別会議室

1 開 会

2 東日本大震災に対応するために設置された会議等の議事内容の記録の未作成事案についての原因分析及び改善策取りまとめを受けた行政文書の管理に関するガイドラインの改正案について

3 政府の重要な意思決定にかかわる会議に関する記録作成の在り方について

4 その他

5 閉 会

○御厨委員長 本日は大変お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、初めに事務局より連絡がございます。

○小林課長 事務局でございます。

本日は委員の急な健康上の理由から欠席が生じました。公文書管理委員会は定員7名でございますが、公文書管理委員会令第6条第1項は「委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない」と規定しております。

出席いただいている議員は3名でございますので、定足数を満たしておりません。

○御厨委員長 というわけでありまして、今、御報告のとおり、本日は委員会としては開催できないということになりました。

しかし、本日御多忙の中、委員の皆さんにとにかくお集まりいただいておりますので、委員懇談会の形式で開催するということにしたいと思います。

そうしますと、この会議の公開、議事録の作成等については公文書管理委員会に準じた扱いというふうになると思います。

委員の皆様、それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○御厨委員長 また、本日は委員会ではなく委員懇談会ということになりますので、予定していた議題の案件については各委員から数日以内に修正意見の有無を事務局に提出していただくことにしたいと思います。

それでは、今日の委員懇談会については所要1時間程度を見込んでおります。よろしくお願いたします。

まず、中塚副大臣から冒頭一言いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○中塚副大臣 今日もお忙しい中をお集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

そもそもは、東日本大震災関連の会議の議事録について、委員の先生方にいろいろと御議論をいただいてまいりました。

そちらの方は皆様方の御尽力によって、御提言をいただいて、公文書管理に関するガイドラインの改正案も作成して、パブリックコメントも行わせていただいたところでありませう。

ガイドラインの改正案につきまして、皆様方にお示しをできることとなりました。

更に、そういった一連の会議あるいは会議録のあり方というお話の中で、やはり政府の重要な意思決定にかかわる会議に関する記録作成ということについての論点整理に向けて、更に議論を深めていただきたいと思いますと思っているところでございます。

最も重要な意思決定の記録ということで、閣議とか、閣僚懇とか、そういったものがあるわけでありませう。

岡田副総理も私も、どういう議論がなされ、意思決定がなされたかということについて、やはり後世において把握できるようにするべきではないかという問題意識がございます。

ただ、この委員会で御議論をいただくわけですが、場合によっては他の法律との兼ね合いとかいったことも出てくるやもしれません。

いろいろと相反するような中身もあると思いますけれども、皆様は公文書管理の専門家でいらっしゃるということで、是非、専門の皆様方の見地から貴重な御意見をいただければと思っておりますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○御厨委員長 中塚副大臣、どうもありがとうございました。

それでは、ここで報道のカメラの方々は退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○御厨委員長 それでは、議題2の「東日本大震災に対応するために設置された会議等の議事内容の記録の未作成事案についての原因分析及び改善策取りまとめを受けた行政文書の管理に関するガイドラインの改正案について」、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

○小林課長 事務局でございます。

まず、ガイドラインの改正案について御説明をさせていただきます。

お手元の資料1を参照願います。

冊子はガイドラインの抜粋となっております、今回の改正で付け加えた箇所を赤字で記載してございます。

まず、ガイドラインの第3、作成の箇所、具体的には資料の4ページ目のところがございますけれども、「歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成の確保」と題しました段落を追加してございます。

まず、歴史的緊急事態の定義を受けまして、「国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体、財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態」と記述しております。

そして、政府全体として対応する会議その他の会合については、将来の教訓として極めて重要であり、会議の性格を2つに分けまして、それに応じて記録を作成するものとしております。

なお書きのところですが、「個別の事態が歴史的緊急事態に該当するか否かについては、公文書管理担当大臣が閣議等の場で了解を得て判断する」としております。

そして、①のところがございますけれども、「政策の決定又は了解を行う会議等」、これは、4月25日にお取りまとめいただきました御提言では、意思決定型とされておりましたけれども、これにつきましては、次の5ページ目に移りますけれども、「作成すべき記録」といたしまして、開催日時、場所、発言者及び発言内容を記録した議事録又は議事概要などとしているところでございます。

続いて、②の「政策の決定又は了解を行わない会議等」。これは、お取りまとめでは、事務事業型とされておりましたが、これにつきましては政府全体として情報交換を行う会議等でございます。

これにつきましては「作成すべき記録」といたしまして、活動期間、場所、活動の進捗状況や確認事項としてございます。

「なお、設置又は開催当初は政策の決定又は了解を行わない会議であっても、その後、政策の決定又は了解を行うこととなった場合には、上記①の記録を作成するものとする」としているところでございます。

次の○でございますけれども、歴史的緊急事態に対応する行政機関においては、当該事態に対応する会議等について、事前にマニュアル等を整備、改正し、作成すべき記録、事後作成の場合の方法・期限、責任体制などを明確化する措置の必要性について記述しているところでございます。

期限につきましては、取りまとめにございましたとおり、原則3か月以内としているところでございます。

今、申しあげました措置の事後点検につきましてはガイドラインの第8「点検・監査及び管理状況の報告等」の留意事項のところに記載がございます。

具体的にはお手元の資料の9ページに、「上記の点検・監査に加え、歴史的緊急事態が発生した場合には、当該事態に対応する会議等の記録の作成の責任を負う行政機関においては、事後作成のための資料の保存状況や文書の作成・保存状況を適時点検するなど、マニュアル等に沿った対応がなされているか、マニュアル等で想定されていない事態が発生した場合には、関係する行政機関において記録の作成の責任体制を明確にした上で、当該事態に応じた必要な文書が適切に作成・保存されているか確認する必要がある」と記述しているところでございます。

続いて、「管理状況の報告・実地調査・改善勧告」の項目。具体的には最後の10ページになお書きといたしまして、「歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成・保存について、第3及び第8の留意事項に基づく各行政機関の取組のみでは対応が不十分又はそのおそれがある場合には、内閣府において、法第9条第3項」、これは内閣総理大臣が必要と認める場合の報告・資料提出又は当該職員に実地調査をさせる規定でございますが、「及び第31条」、これは特に必要がある場合の勧告などを定めた規定でございますが、これに「基づく権限を背景に、文書の作成・保存状況の調査を行った上で、さらに必要がある場合には文書の作成・保存を求める。」としているところでございます。

続きまして、資料2でございますが、今、御説明申しあげましたガイドラインの一部改正案につきましては、国民の方々からの御意見を募集した結果と、それに対応いたします考え方をまとめたものが資料2でございます。

パブリックコメントは5月22日から6月8日までおおむね2週間実施したところでございます。

意見の件数は全部で18件。個人の方は9名、団体からは2団体から御意見をちょうだいしたところでございます。

今回の改正自体には全体として賛成という御意見となつてございますけれども、その内訳につきましてポイントのみ御紹介いたします。まず、歴史的緊急事態の判断につきまして御意見をいただきました。

これにつきましては、公文書管理担当大臣が閣議等の場で了解を得て判断することや、判断要素について各府省とも共有し未作成が生じないように対応したいという考え方を示してございます。

続いて、記録の作成についての御意見でございます。政策の決定、了解の有無の明確な区分は困難であることから、会議体は全て議事録、議事概要を作成すべきではないかといった御趣旨の御意見などをいただいたところでございます。

これにつきましては、会議の性格に応じて適切に記録の在り方を定める必要があることなどを考え方として示しております。

続いて裏面の、事後作成の措置、なかんずく録音をすべきではないかといった御意見などをちょうだいしたところでございます。

これにつきましては、原則3か月以内という期限を設けていること、また、録音の一律の義務付けは困難であることなどを考え方としてお示したところでございます。

次に情報の共有・責任についての御意見もございました。これにつきましては、行政文書の意義を研修を通じて周知してまいることや、ガイドライン改正案におきましても、記録の作成責任体制の明確化の措置を講ずることとしていることなどを考え方として示しております。

その他といたしまして、閣議、閣僚懇談会、省議についても議事録を作成すべきといった御意見などもあったところでございます。

資料3につきましては、ただいま御説明した意見の詳細につきまして、意見提出者ごとに整理したものとなつてございますので、説明は省略させていただきます。

ガイドラインの改正案についての説明は以上でございます。

○御厨委員長 ただ今の説明について委員の方から御意見ないし御質問を出していただきたいと思いますがどうでしょうか。

では、三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 今日は野口委員がいらっしゃらないので、トップバッターになってしまいました。

歴史的緊急事態に対応する会議等における記録の作成の確保についてのガイドライン改正、資料1の4ページから5ページにかけての赤字の部分は、特に政策の決定又は了解を行う会議と、そうでない会議ということ。前回のガイドラインの作成、変更についての取りまとめのときには、意思決定型と事務事業型というような分け方でしたがけれども、今回はそうではない形で、政策の決定又は了解を行う会議かどうか。

なお、設置又は開催当初は決定、了解を行わない会議等であっても、その後、決定、了解を行うことになった場合には上記①の記録を作成するものとするところがありますから、この区分も会議の性格に応じて流動的であるというような形もはっきり出ていますので、このあたりはガイドライン改正の記載でよろしいのではないかと考えています。前より良くなっています。

○御厨委員長 では、杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 私自身も、基本的には特に異論というのはありません。やはり実際にこれから実行していくということを考えたときに、ここで新たに加えられたところをどうやって手当てしていくのかなという方が現実の問題としては気になるところであります。

そういう意味ではこれ自身に関しては特にございません。

○御厨委員長 三宅委員が言われたように最初は意思決定型と事業型に分けました。しかし、そうではなくて、非常にファジーですから、その行き来を割合スムーズにできるようにしたところが今回のポイントかなと考えています。

これだったらより実際に近い形でやっていけるのかなという感じを持ちます。

同時に、杉本委員が言われたように、本当に歴史的緊急事態が起きたときに、ちゃんとやっていけるかどうかというところですね。

これは何とも言えないのだけれども、このガイドラインに示したとおりに言いますか、ガイドライン等を見ながらと言いますか、しっかりやってくださいということですね。

○杉本委員 そうですね。

○御厨委員長 はい、どうぞ。

○三宅委員 このガイドラインが改正されるとなると、1年ごとの管理状況の報告がありますから、そのときに、3.11の状況以降のこういう運用のあり方等について管理状況の報告の中でチェックをしていくということで、当面は今の状況でのチェックは大体できるということですね。

○小林課長 管理状況の報告徴収の中において、適切に状況を把握してまいりたいと考えております。

○御厨委員長 ということのようです。あと、資料2のいわゆるパブリックコメントも、大体ここで既に議論が出ているようなことに関して言われているという感じがいたします。これは今後また議論をするところと、あるいはこの委員会の領域を超えている部分についてはまた別途ということになるんだろうという気がいたします。

どうでしょうか、今のガイドラインの改正案についてはそれでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○御厨委員長 ありがとうございます。

続きまして、議題3「政府の重要な意思決定にかかわる会議に関する記録作成の在り方について」これから議論を行いたいと思います。

まず、事務局の方から説明をお願いいたします。

○小林課長 事務局でございます。

「政府の重要な意思決定にかかわる会議に関する記録作成の在り方について」御説明させていただきますと存じます。

まず、資料4「論点整理（案）のポイント」を参照願えればと思います。

これが資料5「論点整理（事務局案）」の要約となっております。

まず、最初の柱書きのところでございますけれども、公文書管理制度の観点から、閣議、閣僚会議などの政府の重要な意思決定に係わる会議の記録作成の確保のため、「議事概要・議事録の作成・一定期間経過後公開ルール」の制度化を提案するといった内容となっております。

そして、このような制度は公文書管理制度のみならず、内閣制度、情報公開制度の在り方とも密接に関係いたしますことから、諸外国の関連する諸制度、運用の実情を把握しつつ、制度設計を政府全体で検討していくことが必要としております。

制度化の方向につきましては以下のとおりといたしまして、まず（1）閣議でございます。

閣議につきましては、「公文書管理制度の目的に照らせば、行政の最終的な意思決定の場である閣議について議事概要・議事録を作成・保存することが望ましい」としております。

一方、議事概要・議事録を作成しました場合には、現行の情報公開法との関係においては、不開示事由に該当するか否かについて個々に判断することになるため、比較的短期間のうちに開示され、「内閣の統一性・一体性の確保」の要請を満たすことができなくなるおそれがあるところでございます。

このため、関連法の改正の検討を行い、「議事概要・議事録の作成・一定期間経過後公開ルール」を制度化することが考えられる。

そして、閣僚懇談会につきましても、「閣議に引き続いて行われる閣僚間の意見交換という高い位置付けに鑑みれば、閣議と同様の制度化を行うことが考えられる」と記述してございます。

続いて（2）関係行政機関の長で構成される会議でございます。

これらの会議のうち、「法律に基づき設置され明確な所掌事務と権限を有する会議については、意思決定の過程として議事概要・議事録を作成・保存することが望ましい」といたしまして、また、「閣議決定や内閣総理大臣決裁など様々な開催根拠に基づく会議のうち、関係閣僚間で何らかの決定や了解が行われるものについては、議事概要・議事録を作成することが望ましい」としております。

「これらの会議も、内閣の統一性・一体性の確保の観点から、会議の内容等に応じて、閣議と同様の制度化の対象とすることが考えられる」と続けております。

（3）省議（政務三役会議等を含む。）の記述でございます。

省議につきましては、「各省大臣等が意思決定を行う上で重要な決定や了解が行われる場合には、議事概要・議事録を作成することが望ましい」としております。

一方、これらの会議は一省内の会議であるため、上記の「議事概要・議事録の作成・一定期間経過後公開ルール」の制度化の対象にはなじまない。

「このため、省議、さらには大臣との打ち合わせや意見交換などについては、情報公開との関係について運用面も含めた検討を行う必要がある」としております。

最後になお書きといたしまして、「省議は、その位置付けや開催状況・会議内容が各府省で様々であり、制度的な位置付けや、各府省の意思決定過程における所掌事務・権限の明確化などが望まれる」としております。

資料5は今、申し上げました「論点整理（事務局案）」の本体となっております。

まず、「1. 論点整理に当たって」といたしまして、副総理からの検討要請、これを受けたルールの提案、そして、諸外国の関連する諸制度運用の実情を把握しつつ、制度設計を政府全体で検討していくことが必要と記述しております。

続いて、「2. 検討対象とする会議」のところでございますけれども、公文書管理法4条から説き起こしつつ、既にガイドライン上も議事概要・議事録の作成が規定されております審議会等の会議に言及しつつ、議事概要・議事録の作成基準について検討が必要と考えられる政府の重要な意思決定にかかわる会議といたしまして、「閣議」、「関係行政機関の長で構成される会議」「省議」の3つを掲げているところでございます。

「3. 制度化の方向性」につきましては、先ほどのポイントで述べましたように、今、申し上げました3つの順で記述がなされております。

このうち閣議につきまして若干敷衍いたしますと、3ページ目の中ほどより少し下のところでございますが、閣議の議事概要・議事録は特に重大な国家機密や高度に政治性を有する事柄を含め、自由に忌憚なく行われる必要があること、また、内閣の連帯責任の帰結として、対外的な一体性、統一性の確保の要請から現状作成されていないところであるということを記述してございます。

一方、諸外国の例といたしまして、4ページに例えばといたしまして、イギリス、ドイツにおきましては、閣議の議事録につきまして、一定期間経過後の公開を前提に、当面は情報公開に対して非公開とする制度が採用され、閣議の議事内容の記録が作成・保存されているようでございます。

その外国の制度でございますけれども、資料6といたしまして、A3の紙を三つ折りに畳んだものが添付されているかと存じます。

英、独、日の閣議等の議事内容の記録についての資料でございます。

上から作成義務の内容、真ん中に情報公開制度との関係、一番下のカラムのところに時の経過による記録の公開の項目立てで整理しているところでございます。

まず、一番左の英国でございますが、法律上の作成義務というのはございませんが、議事録が閣議、閣僚委員会ごとに作成されており、情報公開法上は適用除外の扱いとなっております。

一番下のところでございますけれども、この適用除外の措置が一定期間経過後に解除されるような仕組みとなっているようでございます。

次に真ん中のドイツでございますけれども、やはり似たような仕組みが取られております。法律上の作成義務が見当たらない点においては同様でございますけれども、運営規則のレベルで閣議の記録作成についての規定がございます。

この閣議議事録につきましては、情報公開制度との関係においては、ドイツでは対外秘の扱いとなっております、30年経過後に公開される扱いとなっているようでございます。

我が国におきましては、現状、閣議の議事概要・議事録が作成されていないこと、そして、議事内容の記録が情報公開法上の不開示事由に該当するか否かは、個々に判断されることなどが一番右のカラムのところに記載されているところでございます。

資料5の4ページに戻らせていただきまして、我が国におきましても公文書管理、情報公開は「車の両輪」でありますことから、関連法の改正の検討を行い、「議事概要・議事録の作成・一定期間経過後公開ルール」の制度化が考えられると記述しております。

続きまして、(2) 関係行政機関の長で構成される会議についてと(3) 省議が続いておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に6ページの「4. 運用上の課題」でございます。逐語的な議事録を作成することに関する課題、効率的な行政運営を図る観点から退職公務員など専門的な知見を有する者の活用の検討について言及している記述内容となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○御厨委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いをしたいと思っております。

三宅委員、どうぞ。

○三宅委員 この資料の4と5はこれまでの日本の内閣制度、情報公開制度の中では非常に画期的な内容が書かれていると思っています。

これまで、閣議の議事概要・議事録は作成されていないという実態が資料6の作成義務のところにあります。閣議は余り議論されていないんじゃないかというようなことで理解をしていたわけですが、むしろこの議事録を作成されるということで、閣議を構成される各大臣の指揮権とかも歴史的にかなり検証されるような資料にもなるわけですし、国の施策の意思決定が事後的に閣議ではっきりされるということは大変いいことだと思います。

ややもすると、従前は議論を余りしなかったというのは、もともと事務次官会議で前日までに全部根回しが終わっていて、閣議は署名して印鑑を押すだけで足りるというような

話で我々も聞いていたものですから、情報公開制度を作るときはそういう実態を前提として、公開しても大して出ないようなものを対象機関にして議論で焦点にするよりは、内閣官房に文書があるんだから、内閣官房が対象機関になっていけばいいだろうというような形で、情報公開の制度化が1999年の法制の時にはされたのです。しかし、やはりこうやって情報公開の制度もきっちり定着してきて、昨今の原発の再稼働なんかでも重要な4大臣の協議とか閣議でどうということがされるかということは、やはり国民から見ると非常に関心の高いところですよ。

そういう意味では、日本の意思決定の過程に非常に透明度を増す意味でも大変重要な手続なので、この点は公文書管理委員会ですらこういうことについて議論させていただける機会を与えていただいたということは大変ありがたいことで、いい機会に遭遇したと自分では思っています。

そういう経過もございまして、情報公開法の中で文書ができるとなると日本の場合は全部時限秘というものを情報公開制度のときに入れませんでしたので、対象機関になりますけれども、従前からの内閣の統一性・一体性の確保というようなことと、最高意思決定機関ですから、国家の機密にかかわるようなものとか、しばらくは開示できないようなものというのがありますし、様々な内容が審議されてそれ以外のものもあるということになると、渾然一体としている閣議の中で、どこまで開示してどこまで開示できないかというのを情報公開法の範囲の中で対応するというのは極めて難しいのではないかなという感じもしています。

私自身は、イギリスの情報公開法の中で一定期間は適用除外ということで別扱いにするけれども、30年ないし20年経てば原則開示というような形で判断されていくという仕組みは非常に関心がありますし、興味深いです。

実際どのように運用されているのかを見ないとはっきりしたことは言えませんが、ややもすると情報公開法というのはアメリカの大統領制度のもとにおける情報自由法を我々はモデルにしてかなりやってきたところがあります。

イギリスは日本にちょっと遅れて情報自由法ができましたが、内閣制度のもとにおける閣議等をどういうふうに扱うのかという点については、少し参考にさせていただく必要と、私自身も非常に関心が高いところでございます。

○杉本委員 私自身は、そういう意味で法律的な知識は十分ではございませんので、ある種、素朴な観点になるかと思うのですが、やはり公文書管理法という立場からすると、例えば100年後の国民に対してどうやって説明ができるかということが大事なのかなと思います。100年前の内閣でどういふ議論がなされていたかということもきちんとわかるようにしておくことというのはある種の責任であろうかと思っておりますので、そういう意味ではこんなふうなここでの提案が進んでいくということは非常によいことであろうと思っております。

それと、情報公開法の話とはちょっとずれるんですけども、現実の行政機関内での仕事の進め方ということを考えてときに、本当の中心というのは内閣でしょうから、そこでの決定というのはちゃんとなされたんだよとということ、そこの中身まで見られるかどうかということは別として、行政で行われたことは、常に結局文書でもっていろいろ指示が決まってくるわけですので、それがトレースできることというのは大事なところと考えております。

それは、情報公開とは別の話であろうというふうに理解しております。

○御厨委員長 ありがとうございます。

近代史をずっとやってきた立場からあえて申しますと、やはりこれは画期的なことであって、歴史家として私が見てきた感じで言えば従来はいわゆる公のものとしてではなく、私的なメモとしては存在したというような話も聞きますし、そういうことをいろいろな方からも伺っております。しかし、それは公的なものではない。だから後世の検証にたえるようなものを、最終的にどうなるかわかりませんが、やはりここで導入するということに関しては私は非常に強い関心を持っております。

これは、やはり諸外国の制度と比較対照する中で、きちんと定めていって、いわゆる決定の透明性というふうに先ほど三宅委員がおっしゃいましたけれども、これをやっていけば透明性と同時にその決定の正当性もきちんとしてくるというふうに思いますので、その点で是非、進めていただきたいというのが近代史をやっていた方から思うことであります。

三宅委員が資料に強い関心を示されましたように、イギリスとかドイツの具体の場というふうになされているかということは非常に私も関心があって、それと日本の具体の場で一体どうなのかということについては、これからも多少議論があろうかと思えます。

以上のようなことでございますが、いかがでございましょうか。どうぞ。

○三宅委員 閣議を中心にまずしゃべらせていただきましたけれども、「関係行政機関の長で構成される会議」というのは昨今、頻繁にマスコミに出てまいりまして、法律上の位置づけはどうなっているのかなというのは1つ気になっているところもありますが、現に重要な意思決定がそこでなされているということからすると、これは閣議と同様の制度化の対象というのは非常によくわかるので、この論点整理のポイントの(1)(2)は大抵いいと思っています。

問題は、省議、政務三役会議等を含む、これはガイドラインでもこの種の会議のことが具体例で上がってはいるのですが、省議はここでも岡田副総理からも意見が出ていましたけれども、省によっては大臣就任後に行われて、その後、行われたかどうかかわからないようなところもあるというような話です。

もともとこの省議が公文書管理法の4条に入った経緯というのは、たしか政府・内閣提案の公文書管理法の中にはなかったけれども、衆議院段階での修正の時に意思決定過程の中で、省議という文言が入りました。

ですから、たしか内閣法制局の審査は実質的には経ないで法ができているところがありまして、そうすると省議というものが具体的に何を指すのかというのは、むしろ行政学的な立場から見ても、まだ余り研究されていないではないかと気になっております。

省議という名のもとでさまざまな制度化についての検討がされる前に、各省庁において省議ないし庁議なるものは実態的にどういうものかということについては、もう少し踏み込んで調べないとちょっと私どもも具体的なイメージがわいてこないというところがあります。

そのあたり、今後の公文書管理委員会のできるのか、それとも公文書管理委員会を超えた内閣制度全般にかかわるようなものの会議か何かでもう少し深めていただくのか、そのあたりのところを少し検討する必要があるのではないかなという気はちょっとしています。

○御厨委員長 この点は杉本委員、いかがですか。

○杉本委員 重要な意思決定が行われるというのはどういうところであれ、基本は残してくださいということであろうと思います。

そういう意味ではその定義がどういうものであるかというところが、現時点で、十分に明確でないとするれば、それは当然調査して検討していただかないといけないことであろうと思います。

ここの論点整理のところも、何となく両方向で書かれているなというふうな感じで見えておまして、それはケース・バイ・ケースでやりますよということかなというふうには理解していたのですけれども、今、三宅委員がおっしゃったようなところが大事なところであろうと思います。

○御厨委員長 省議に関してはここでも大分議論になりました。ただ、各省によってどうも省議のあり方は違うようだという事しかまだわかっておりませんで、現実はどういうふうにご違うのか。省議の重みみたいなものが各省によってどう違うのか。

それは、各省の意思決定というものがどういう形で行われるかということにもかかわってきますので、その辺はやはりまだ全貌が見えないというのはそのとおりであります。

ですから、今日の後半の議論というのはいずれにしても、公文書の管理委員会ではぎりぎり詰めるというところまではやって、あとはもうちょっと別のことを考えないと前へ進まないのかなということもちょっと感じております。

それはまた別途ということになろうかと思いますが、ぎりぎりのところまではここで論点を詰めていくことは可能だと思いますので、その点は引き続きこの委員会でできるところはやるというふうな感じだろうと思います。

他にいかがでございましょうか。

特になければ、本来は17時50分で中塚副大臣が所用のため途中退席ということでございましたけれども、退席をされないままで見事に終わるところでございまして。

それでは、最後に本日の議題の取扱い等について事務局から説明をお願いいたします。

○小林課長 事務局でございまして。

本日の議題の案件につきましては、冒頭に御厨委員長から御発言がございましたとおり、各委員から数日以内に修正意見の有無を事務局あてに提出していただくことといたしまして、それを踏まえて対応をとることとしたいと考えております。

具体的には、1点目のガイドライン改正案につきましては修正意見がございました場合にはそれを踏まえて必要な対応を行います。

もし、特段の御意見がなければ内閣総理大臣決定に向けて所要の手続を進行させたいと存じます。

2つ目の政府の重要な意思決定にかかわる会議の記録の在り方の件でございますけれども、同様に修正意見があれば、それを踏まえて事務局案を修正いたしまして、次回の公文書管理委員会で御議論いただくことを考えております。

なお、次回の日程につきまして、所要の調整を施しました後、後日しかるべき手段で御連絡差し上げたいと存じます。

○御厨委員長 これまでの議論について、御質問等ございますでしょうか。

特になければ、以上で委員懇談会を終了させていただきます。

なお、この後6階の605会見室におきまして、私から報道関係者の皆様に対してのブリーフィングを予定しております。

それでは、委員の皆様、今日はどうもありがとうございました。